【令和4年度新設】益田市高齢者補聴器購入費助成事業について

資料　4

１．目的

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴の高齢者に対して補聴器の購入に係る費用を助成することにより、日常生活でのよりよいコミュニケーション等を支援し、積極的な社会参加を促すとともに認知機能の低下を予防する。

２．事業概要

（１）対象者

以下の①～④のすべてに該当する方

①市内に住所を有する65歳以上の方

②聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方

③両耳聴力レベルの平均が40dB以上70dB未満の方(医師の意見書が必要）

④益田市介護保険料第1段階から第5段階までの方

（２）助成内容

1人1台1回限り、25,000円を助成（対象は25,000円以上のもの）

※補聴器本体およびイヤーモールドを対象とし、メンテナンス等に係る費用は対象としない

（３）補聴器の給付及び費用負担

　　　助成決定者は、市が発行した決定通知書を業者に提示し、自己負担額を支払い、補聴器を受け取る。市は、業者からの請求により公費負担額支払う。

※購入費－公費負担額（25,000円）＝自己負担額

３．手続きの流れ

①申請書を記入する。

②耳鼻咽喉科の受診し、申請書の「医師の意見書」欄を記入してもらう。

③申請書を高齢者福祉課へ提出する。

④高齢者福祉課にて申請内容を確認し、決定(却下)通知書を送付する。

⑤助成決定者は市が指定した補聴器取扱業者に決定通知書を提示し、補聴器を購

入する。

⑥助成決定者は補聴器取扱業者が必要事項を記入した請求書を作成する。

⑦補聴器取扱業者は公費負担分について、翌月に助成決定者が作成した請求書を添えて、市へ請求する。

⑧市は請求のあった補聴器取扱業者へ公費負担額を支払う。

４．事業開始時期

　　令和4年4月1日～